

【令和３年第３回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和３年９月６日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第１２６号 令和３年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 川崎じもと応援券の利用期間が外出自粛要請期間と重なったことへの見解について

川崎じもと応援券第２弾の利用期間がまん延防止等重点措置期間及び緊急事態宣言期間に重なってしまったものの、事前に予測し、回避することは困難であったと考えている。本事業の目的は、切れ目なく地元の中小企業の下支えを行うものであるため、その効果を最大限発揮できるよう、引き続き、事業に取り組むことが必要であると認識している。

- * 換金に要する期間の改善について

川崎じもと応援券第２弾においては、入金に要する日数の短縮、ＱＲコードによる換金サイクルの増加など、早期の換金に向けた改善を行っている。

- * 昨年度の地方創生臨時交付金の限度額等について

昨年度の地方創生臨時交付金の限度額については、第一次が５月に、第二次が６月に示され、その時点での合計額は約８９億円であった。川崎じもと応援券第１弾は、昨年５月に補正した地方創生臨時交付金約４２億円の活用事業に含まれている。

- * 地方創生臨時交付金の使途に関する見解について

地方創生臨時交付金は、感染症対策、市民・事業者への支援、新たな社会変容に伴う経済基盤の構築等に活用するものと示されている。感染症対策が第一ではあるものの、その他の事業にもバランス良く活用しているところである。

- * 川崎じもと応援券第１弾の換金状況について

最終的な換金状況については、現在把握していないが、換金の最終締切日以後に申請がなされた分についても、個別に対応している。

- * 事業所管局から要求される事業費の妥当性について

当然、事業費の妥当性を求めていく必要があるものと認識している。本事業については、事業所管局において他都市における類似の取組の状況を調査すると聞いているが、財政局としても、状況を引き続き注視していく。

《意見》

- * 川崎じもと応援券について、緊急事態宣言下にあっては利用に制限が掛かるため、利用期間について検討し、新型コロナウイルスの収束後も利用できるようにしてほしい。また、地方創生臨時交付金については、本来の目的である感染症対策に、第一に活用してほしい。
- * 川崎じもと応援券第１弾では転売が３件あり、第２弾においては購入者の特定等の対策を行うとのことである。不正行為が特定された場合については、厳正に対処してほしい。
- * 川崎じもと応援券第２弾の利用期間の延長に伴い、換金の締切りも６月末まで延

長されることとなるため、登録事業者への換金締切日の周知についても、適切に行ってほしい。

- * 地方創生臨時交付金も原資は税金であるため、事業費の妥当性の精査は適切に行ってほしい。
- * 過去のプレミアム商品券事業においても、利用者の利便性の向上につながる少額の金券の必要性を要望してきたが、いまだ実現に至っていない。事業の制度構築に当たっては、委託事業者からの提案を受けるだけでなく、契約時の仕様に少額の金券を明記するなど、事業所管局からもしっかりと事業者に要求を伝え、利用者の利便性が向上するよう、財政局からも適切に助言を行ってほしい。
- * 新生児応援事業について、川崎じもと応援券を利用できる助産院は市内に14か所しかなく、その内訳として、川崎区は1か所、麻生区においてはゼロであるため、利用できる助産院を増やしてほしい。また、対象者の声を把握するため、申請等の手続の際にアンケートを同封してほしい。
- * 新生児応援事業について、申請をされた方へ一日も早く川崎じもと応援券が届くよう、取組を進めてほしい。
- * 昨年度に実施した新生児応援事業では、未利用金額が559万円、未申請者が264人おり、利用者への周知に課題があったものと考えられることから、今後については、適切な周知を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決